

福岡県医発第 700 号（地）
平成 27 年 6 月 3 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設管理者等への土砂災害防止法の周知について（依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、福岡県知事（砂防課 土砂災害対策班）より別添の通り依頼がありましたので、お知らせいたします。

本件は、貴会に所属する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を必要とする者が利用する施設）に対して、別添資料により、下記事項について案内されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へご周知の程よろしくお願いいたします。

記

◎土砂災害防止法とは（別紙内①参照）

○土砂災害から生命・身体を守るためのソフト施策の法律です。

◎土砂災害警戒区域・特別警戒区域について（別紙内②参照）

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では警戒避難体制の整備を図る必要があります。

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）ではさらに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制による安全性の確認が必要となります。

○著しい損壊の恐れのある建物の所有者等には、移転等の勧告がなされることもあります。

◎福岡県庁砂防課のホームページで区域を確認できます。（別紙内③参照）

○お手元のパソコンから土砂災害警戒区域・特別警戒区域を確認できます。

みなさまの施設がこの区域含まれているか、ぜひご確認ください。

（ <http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/> ）

◎区域等の中に施設が含まれている場合（別紙内④参照）

○施設管理者は、要配慮者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定しておくことが有効です。

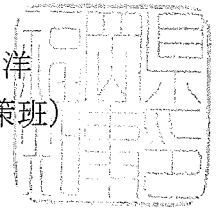
○地元市町村との連携も重要です。情報の収集・伝達体制を整え、土砂災害に備えてください。

27砂第258号

平成27年5月20日

公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県知事 小川 洋
(砂防課 土砂災害対策班)



要配慮者利用施設管理者等への土砂災害防止法の周知について（依頼）

このことについて、貴会に所属する要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設）に対して、別添資料により、土砂災害防止法の概要、当該施設管理者が行う必要のある事項について、周知していただきますようお願いします。

◎土砂災害防止法とは…

別紙内①参照

○土砂災害から生命・身体を守るためのソフト施策の法律です。

◎土砂災害警戒区域・特別警戒区域では…

別紙内②参照

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）では警戒避難体制の整備を図る必要があります。

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）ではさらに、特定開発行為に対する許可、建築物の構造規制による安全性の確認が必要となります。

○著しい損壊の恐れのある建物の所有者等には、移転等の勧告がなされることもあります。

◎福岡県庁砂防課のホームページで区域を確認できます…

別紙内③参照

○お手元のパソコンから土砂災害警戒区域・特別警戒区域を確認できます。
みなさまの施設がこの区域に含まれているか、是非確認してください。

◎区域等の中に施設が含まれていたら…

別紙内④参照

○施設管理者は、要配慮者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定しておくことが有効です。

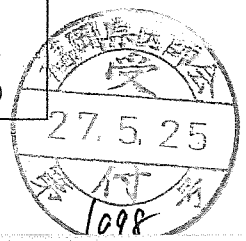
○地元市町村との連携も重要です。情報の収集・伝達体制を整え、土砂災害に備えましょう。

【要配慮者利用施設を管理するみなさまは、日頃からの防災意識を
高めることが求められています！】

(問い合わせ先)

福岡県県土整備部砂防課 土砂災害対策班

TEL:092-643-3678 FAX:092-643-3689



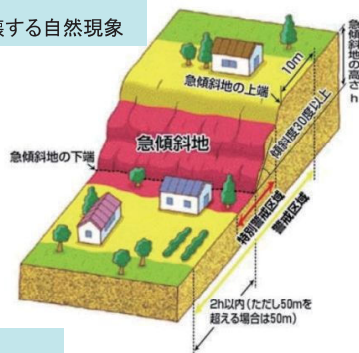
①

土砂災害防止法とは

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命又は身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を指定し、**ソフト対策**の推進を図るものです。

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



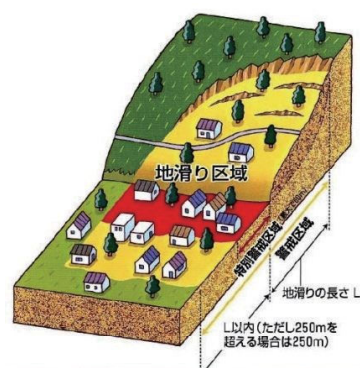
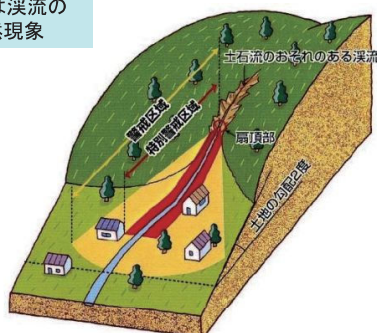
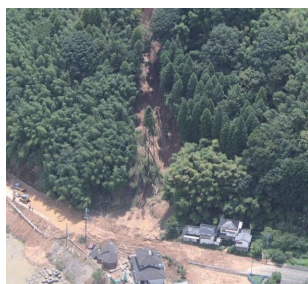
地すべり

※土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が一体となって流下する自然現象



②

土砂災害警戒区域・特別警戒区域では

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れ**があると認められる区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れ**があると認められる区域

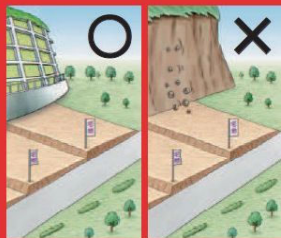
警戒区域では



警戒避難体制の整備

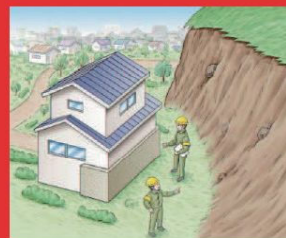
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

特別警戒区域ではさらに



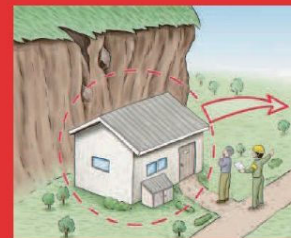
特定開発行為に対する許可制

住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制

居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。
【都道府県または市町村】



建築物の移転等の勧告

著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

③ 福岡県砂防課のホームページで土砂法指定区域を公開しています
<http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/>



改訂概要及びガイドライン全文は、以下のURLをご参照下さい。
URL: http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html

第7章 要配慮者への支援

1. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等への避難支援

- 市町村は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等について、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を市町村地域防災計画において定めるとともに、施設管理者はその情報を活用して施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定する必要がある。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者、施設の防災責任者等に対する説明会等を実施する。

【解 説】

1. 要配慮者利用施設等の地域防災計画への記載

平成21年～25年における土砂災害の犠牲者のうち、59%が高齢者、幼児等の要配慮者です。特に平成21年7月に山口県防府市で発生した土砂災害では、特別養護老人ホームで7名が死亡するなど甚大な被害をもたらしました。土砂災害への警戒避難において、要配慮者への配慮が必要です。

市町村は関係部局や都道府県等の協力を得て、土砂災害警戒区域内において急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設等について、その名称、所在地及び土砂災害に関する情報、予報および警報の伝達に関する事項を、市町村地域防災計画に記載することとしています。

また、ハザードマップを作成する際に、要配慮者利用施設等に関する情報を記載することが重要です。

④ 2. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者による避難計画の策定

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等管理者は、地域防災計画、ハザードマップ等の情報を活用して、要配慮者が迅速に避難行動をとれるよう、あらかじめ避難計画を策定しておくことが有効です。

避難計画を策定する際には、以下の事項に留意しつつ検討することが考えられます。また、実効性を高めるために、防災訓練や研修等を通じて計画の点検を行うことが必要です。

- ①施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- ②情報の入手方法をその発信者に確認するとともに、受けた情報を伝達する相手及びその方法を定める
- ③施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制

- ④施設内の垂直避難も含めた施設利用者ごとの避難場所・避難経路、避難方法を定めるとともに、避難先での場所を確保する
- ⑤避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥これらの計画を避難経路図等に分かりやすくまとめる

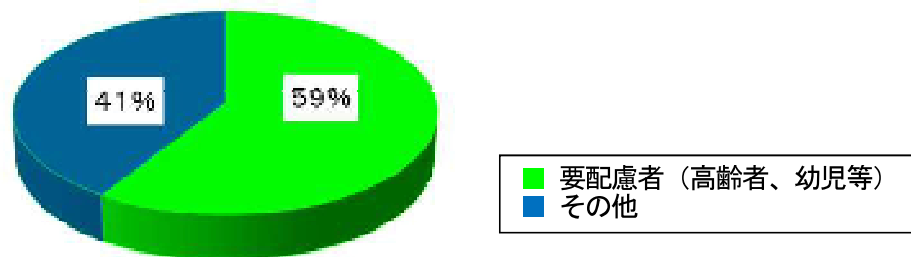
3. 要配慮者利用施設等管理者への説明会の実施

防災関係部局、福祉関係部局等が必要に応じて調整・連携し要配慮者利用施設等の管理者に対して説明会等を開催することや個別に説明を行うこと等により、土砂災害に関する知識や防災意識の向上を図ることが重要です。

4. 避難勧告等の要配慮者利用施設等管理者への伝達

市町村は、要配慮者及び家族・親戚、福祉サービス事業者等の避難支援関係者へ避難勧告等の情報を確実に伝達し、避難誘導の支援を行う必要があります。このため、市町村は、これらの者に対して早い段階から情報提供できるよう、情報伝達体制を地域防災計画に定める必要があります。

土砂災害の犠牲者における要配慮者の割合



平成21年～25年に発生した土砂災害による犠牲者のうち、
高齢者、幼児等の要配慮者が占める割合（国土交通省砂防部調査）

土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設等への情報の伝達方法の整備について

土砂災害防止法は、市町村防災会議に対して次の事項を規定しています。

※同法第八条より関係部分を抜粋

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同号に規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。